

熊本県監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年（2025年）6月2日から令和7年（2025年）8月26日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県知事及び熊本県公安委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年（2025年）12月26日

熊本県監査委員 小原雅之
同 竹中潮
同 松村秀逸
同 吉田孝平

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
総務部 財政課	<p>（火薬類譲渡許可申請手数料等の誤徴収について） 手数料条例の一部改正において、徴収根拠となる規定を誤って削除したことで、手数料を誤徴収することとなり、還付している。</p> <p>条例改正に当たっては、組織的チェックを部局横断的に行い、再発防止策を徹底すること。</p>	<p>誤徴収の288件分はすべて還付するとともに、条例を改正し徴収根拠を整備。また、条例のすべての項目について同様の事例がないか再点検を実施し、各項目の関係課一覧表を再整理。</p> <p>今後、条例改正の際は、全所属に対し情報提供を行うとともに、関係部局間の情報共有を徹底する。あわせて、毎年度、各所属に対して注意喚起の通知を発出するとともに、関係課一覧表を更新する。</p>
総務部 消防保安課	<p>（支払遅延について） 支出について、以下の課題がある。</p> <p>(1)電気料金について、支払が遅れ、遅延利息が発生している。 (2)宿舎借上料について、支払が遅れ、督促手数料等が発生している。</p> <p>支払遅延防止法に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。</p>	<p>請求書関係は経理担当班へ全て直接受け渡しを行うとともに、到達状況も支払管理表にて管理している。</p> <p>また、支払漏れ、遅れがないよう、支払管理表を事業担当班と経理担当班により二重チェックを行うとともに、課内での毎月の供覧確認の徹底、事例等の共有を行うなど組織的な確認体制を強化した。</p>

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
健康福祉部 健康危機管理課	<p>(報償費の過年度支出について) 協議会委員の報償費及び旅費について、支払漏れがあり、翌年度に支出している。また、一部は、立替払を行っていた。</p> <p>報酬及び費用弁償条例に基づき適切な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。</p>	適正な会計処理について、課内で研修を実施し、併せて支払手続に係る進捗管理表を作成し、事業担当、副査、班長、審議員、課長を含め組織的な進捗管理を徹底することとした。
健康福祉部 子ども家庭 福祉課	<p>(報償費の支払遅延について) 法律相談に係る報償費について、2年連続で支払遅延が生じている。</p> <p>支払遅延防止法に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。</p>	支払遅延が生じた事業だけでなく、課全体の事業について、支払手続に係る進捗管理表を作成し、事業担当者・事業担当班長及び経理担当者・経理担当班長等による組織的な進捗管理を徹底することとした。
商工労働部 商工政策課	<p>(使用料及び賃借料等の支払遅延について) 事務所賃借料等について、支払が遅れ、遅延利息が発生している。</p> <p>支払遅延防止法に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。</p>	<p>請求に係る支払については、会計事務を適正に管理するため、支払管理表に請求書の到達予定日を記載するよう様式を見直した。併せて、支払手続完了後にも必ず支払管理表へ記入し、他の職員も確認を行うこととしている。</p> <p>今後も、組織的なチェック体制の強化を図り、適正かつ確実な会計事務処理に努める。</p>
観光文化部 観光文化政策課	<p>(公有財産の毀損について) 指定管理者の委託先による除草作業で、2年連続で公有財産の毀損が生じている。</p> <p>利用者及び施設等の安全確保について、万全の改善措置を講じるなど、再発防止の指導を徹底すること。</p>	<p>1回目の事故後、除草作業等は飛び石等への安全対策を施し、施設(ガラス等)に損害を与えないよう十分配慮する旨、指定管理者から委託先に求めるよう指導した。また、指導後は、建物周辺での除草作業時には防護ネットを使用し、作業を実施していた。</p> <p>2回目の事故後は、さらなる来館者の安全確保のため、芝生広場の除草作業は施設休館中に実施すること、及び、建物の安全確保のため距離に関わらず防護ネットを使用することを徹底するよう指定管理者に指示した。</p> <p>また、除草作業は専門業者に委託することとし、令和7年度からは当時の委託先への除草作業の業務委託は行っていない。</p>

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
土木部 土木技術管理課	<p>(職員の交通事故について) 私用中に、司法処分が科された人身事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人身事故の発生を踏まえ、班長会議と育成面談時に安全運転の励行及び飲酒運転の根絶に向けた指導・注意喚起を行うとともに、時間に余裕を持った行動をとるよう徹底した。 ・さらに、令和6年8月に交通事故・違反、飲酒運転撲滅のための研修会を開催し、課内全職員が受講した。 ・これらの取り組みを今年度も継続して実施しており、ビデオ視聴による交通安全の研修会も令和7年8月に実施した。 ・繰り返し注意喚起し、また、研修を実施することで再発防止に努めていく。
警察本部	<p>(職員の交通法規違反について) 通勤中や私用中に、司法処分が科された交通法規違反が3件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非違事業防止に向けた意識を末端の職員に至るまで浸透させることを課題とし、これまで行ってきた ・監察担当職員による若手職員へのヒアリングの機会を捉えた直接的かつ個別的な指導の強化 ・各所属が実施する個々面接において、交通法規違反等の防止に特化した具体的な指示・指導及び前兆事案等の早期把握 ・警察署等の幹部職員に対する監察担当幹部による緊急的な巡回指導 ・警察署等における交通法規違反等防止に関する検討会等の取組に加え、 ・職務倫理教養をはじめとした様々な教養の機会において、若手職員やその模範となる幹部職員を対象に、ファシリテーション形式の講義、部外講師等による浸透効果の高い手段・方法を用いた指導教養等を行うことで、職員一人一人に非違事業防止に向けた意識啓発を図り、倫理観を向上させていく。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項では是正又は改善がされていないもの